

吉賀町分別収集計画

令和4年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町は平成17年10月に柿木村と六日市町が合併して発足したが、両町村とも合併前の平成12年4月より容器プラスチックの分別収集を実施していた。平成16年7月に鹿足郡不燃物処理組合が運営するリサイクルプラザが完成し、廃棄物の分別による再資源化のための中間処理施設として新たに運用開始された。併せて3,100立米の埋め立て可能な最終処分場も併設された。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全する
- ・町民、事業者、町が一体となった取組みによる排出抑制及び資源化の促進を図る

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボト

ル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、将来的な人口の減少と一人当たりごみの排出量が横ばいで推移する状況を勘案して微減傾向と予測し、次表のとおりとする。

容器包装廃棄物	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
	138t	135t	133t	131t	129t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、鹿足郡不燃物処理組合が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	ビン類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外の容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

本計画における見込みは、本町の将来的な人口の減少と一人当たりごみの排出量が横ばいで推移する状況を勘案して微減傾向と予測し、次表のとおりとする。

	R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度	
主として鋼製の容器	4.8t		4.7t		4.6t		4.6t		4.5t	
主としてアルミ製の容器	5.0t		4.9t		4.8t		4.8t		4.7t	
無色のガラス製の容器	(合計) 8.8t		(合計) 8.7t		(合計) 8.6t		(合計) 8.4t		(合計) 8.3t	
	引渡 量 t	独自 処理 量 8.8t	引渡 量 t	独自 処理 量 8.7t	引渡 量 t	独自 処理 量 8.6t	引渡 量 t	独自 処理 量 8.4t	引渡 量 t	独自 処理 量 8.3t
茶色のガラス製の容器	(合計) 12.5t		(合計) 12.3t		(合計) 12.1t		(合計) 11.9t		(合計) 11.7t	
	引渡 量 12.5t	独自 処理 量 t	引渡 量 12.3t	独自 処理 量 t	引渡 量 12.1t	独自 処理 量 t	引渡 量 11.9t	独自 処理 量 t	引渡 量 11.7t	独自 処理 量 t
その他のガラス製の容器	(合計) 7.8t		(合計) 7.7t		(合計) 7.5t		(合計) 7.4t		(合計) 7.3t	
	引渡 量 t	独自 処理 量 7.8t	引渡 量 t	独自 処理 量 7.7t	引渡 量 t	独自 処理 量 7.5t	引渡 量 t	独自 処理 量 7.4t	引渡 量 t	独自 処理 量 7.3t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1.0t		1.0t		1.0t		1.0t		1.0t	
主として段ボール製の容器	6.7t		6.6t		6.5t		6.4t		6.3t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの	(合計) 11.5t		(合計) 11.3t		(合計) 11.1t		(合計) 11.0t		(合計) 10.8t	
	引渡 量 11.5t	独自 処理 量 t	引渡 量 11.3t	独自 処理 量 t	引渡 量 11.1t	独自 処理 量 t	引渡 量 11.0t	独自 処理 量 t	引渡 量 10.8t	独自 処理 量 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 67.1t		(合計) 66.0t		(合計) 65.1t		(合計) 64.1t		(合計) 63.1t	
	引渡 量 67.1t	独自 処理 量 t	引渡 量 66.0t	独自 処理 量 t	引渡 量 65.1t	独自 処理 量 t	引渡 量 64.1t	独自 処理 量 t	引渡 量 63.1t	独自 処理 量 t
	(うち 白色ト レイ)	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、近年の人口の自然減及び社会減を勘案し、次のとおり設定した。

R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
5,688人	5,603人	5,519人	5,436人	5,355人
(対前年度比) 98.5%	(対前年度比) 98.5%	(対前年度比) 98.5%	(対前年度比) 98.5%	(対前年度比) 98.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や町民団体及び各事業主による集団回収が進んでいるものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	鹿足郡不燃物組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	委託業者による定期収集	鹿足郡不燃物組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	鹿足郡不燃物組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、次表のとおりとする。

缶、ビン、ペットボトル、その他プラスチックについては、鹿足郡不燃物処理組合リサイクルプラザで選別、圧縮・保管し、紙パック及び段ボールについては委託業者で選別、保管する。

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	収集場所	収集機材	中間処理施設
缶類	スチール アルミ	指定袋	指定排出場所 (町内140ヶ所)	トラック車 (委託)	不燃物処理組合 リサイクルプラザ
ビン類	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	指定袋	指定排出場所 (町内140ヶ所)	トラック車 (委託)	不燃物処理組合 リサイクルプラザ
飲料用紙容器	紙パック	なし	指定排出場所 (町内35ヶ所)	トラック車 (委託)	なし

段ボール	段ボール	なし	指定排出場所 (町内35ヶ所)	トラック車 (委託)	なし
P E T ボトル	P E T ボトル	指定袋	指定排出場所 (町内140ヶ所)	トラック車 (委託)	不燃物処理組合 リサイクルプラザ
その他プ ラ	その他プラ	指定袋	指定排出場所 (町内140ヶ所)	トラック車 (委託)	不燃物処理組合 リサイクルプラザ

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者の意見、要望を反映させ、自治会・婦人会等の協力を得て、推進体制を整備する。
- ・分別収集、選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。